

文化芸術活動基盤強化基金補助金交付要綱第5条に基づく公表事項

令和6年7月2日現在

イ 基金の名称	文化芸術活動基盤強化基金
ロ 基金の額	6,155百万円
ハ 上記ロのうち国費相当額	6,155百万円
ニ 支援事業の概要	<p>次代を担うクリエイター・アーティスト等を育成するとともに、その活躍・発信の場でもある文化施設の次世代型の機能強化を、弾力的かつ複数年度にわたって支援するため、「クリエイター・アーティスト等育成事業」及び「文化施設による高付加価値化機能強化支援事業」の2事業を実施する。</p>
ホ 支援事業の目標	<p>1. クリエイター・アーティスト等育成事業 若手クリエイター・アーティスト等の挑戦、経験蓄積、ネットワーク形成等を後押しし、新たな芸術の創造など我が国の芸術活動の活性化を促すとともに、ビジネス展開も視野に総合的な人材育成支援を推進する。</p> <p>2. 文化施設による高付加価値化機能強化支援事業 博物館や劇場・音楽堂等の文化施設について、グローバルに活躍する若手クリエイター・アーティスト等の育成の一環として、当該若手クリエイター等の「国内における活動の拠点」かつ「活動に対して新たな高い価値を付加する拠点」としての機能形成を推進する。</p>
ヘ 支援事業の採択に当たっての申請方法、申請期限、審査基準、審査体制	<p>公募情報参照</p> <p>1. クリエイター・アーティスト等育成事業 (1) クリエイター等育成プロジェクト支援（補助型） https://www.ntj.jac.go.jp/kikin/kiban/creator/hojo.html (2) クリエイター等育成プログラム（委託型） https://www.ntj.jac.go.jp/kikin/kiban/creator/itaku.html</p> <p>2. 文化施設による高付加価値化機能強化支援事業 https://www.ntj.jac.go.jp/kikin/kiban/bunkashisetsu.html</p>